

令和 8 年 8 月 21 日

職員の懲戒処分について

令和 8 年 8 月 21 日付けで、下記のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせします。

記

1. 被処分者 福祉部 主任主事 男性（20 代）

2. 処分の内容 減給 10 分の 1（1 月）

3. 処分年月日 令和 8 年 8 月 21 日

4. 処分事案の概要

被処分者は、年に 2 回実施している「服務・倫理に関するチェックシート」を所属長に報告するに当たり、令和 8 年 6 月 22 日にチェック項目である運転免許証の有効期限の確認を行ったところ、運転免許証が令和 8 年 5 月 17 日に失効していたことが判明した。

私用では運転を行っていないものの、公務では、令和 8 年 6 月 22 日までの 37 日間で計 11 回の運転を行った。

このような行為は、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であるとともに、本市行政の信用を失墜させ、地方公務員法第 33 条に違反するものであるため、同法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 3 号の規定に基づき処分を行った。

なお、失効に気づいた後は運転しておらず、令和 8 年 6 月 23 日に運転免許センターで更新手続きを行った。また、失効期間中に交通事故は起こしていない。

市長コメント

このたびの不祥事につきましては、法令を遵守する公務員としてあってはならない行為であり、市民の皆様の信頼を損なう事態を招いたことについて、深くお詫び申し上げます。

今回の事案を厳粛に受け止め、職員に対して公務員としての自覚を改めて促すとともに、より一層、綱紀保持と法令遵守、服務規律の徹底を図り、市政の信頼回復に取り組んでまいります。